

新潟県条例第17号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例（昭和48年新潟県条例第14号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
試験、検査等の種類		手数料の算定の単位		試験、検査等の種類		手数料の算定の単位	
(略)				(略)			
2	(1)	(略)		2	(1)	(略)	
		ス 粘度測定試験	(略)			ス 粘度測定試験	(略)
		セ エックス線CT試験	1時間まで 1時間を超え1時間増すごとに				
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。